

茨城工業高等専門学校除害施設維持管理要項

〔平成7年11月30日〕
制 定

第1 この要項は、茨城工業高等専門学校廃水管理規則第5条の規定に基づき、除害施設の維持管理について定める。

第2 廃水管理者（以下「管理者」という。）は、総務課施設管理係を指揮して第3以下の定めるところにより、除害施設の維持管理を行うものとする。

第3 第2に定める維持管理の業務は、必要に応じてこれを業者等に委託して行わせることができる。

第4 除害施設の維持管理は、別表に定めるとおり行うものとする。

第5 除害施設の維持管理記録のため、除害施設管理簿及び水質検査記録簿を備え記録保存するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成7年11月30日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校廃水処理施設維持管理要項（昭和54年9月14日施行）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (除害施設)

点 検 項 目	内 容
沈 砂 槽	沈でん物の除去、スクリーンの清掃
流 入 調 整 槽	フロートスイッチ、PH検出器の清掃及び作動試験、水中ポンプの外観及び作動試験
処 理 槽	フロートスイッチ、PH検出器の清掃及び作動試験、水中ポンプの外観及び作動試験
制 御 盤	機器の作動試験、自動記録計の点検及び用紙の補給